

令和2年4月30日

大阪狭山市立小・中学校の
保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の変更について

平素は本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、大阪府教育委員会からの要請により、4月8日(水)から5月6日(水)までとしていた臨時休業の期間を下記のとおり変更いたしますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 臨時休業の期間について

- ・令和2年5月7日(木)から5月10日(日)までの間、引き続き小・中学校を臨時休業とします。

2. 小学校における放課後児童会入会児童等への対応について

- ・5月7日(木)・8日(金)の小学校における放課後児童会入会児童等の対応は、引き続き実施します。ただし、極力自宅での見守りにご協力いただきますようお願いいたします。

3. 5月11日(月)以降の対応について

- ・令和2年5月11日(月)以降の対応については、あらためてお知らせいたします。
- ・臨時休業措置に係る授業時間数確保のため、本年度の小・中学校の夏季休業期間を短縮する予定です。(期間については、決定次第お知らせいたします。)